

# axis news

アクシスグループ

# 8

2023

≪特集≫

## 1. インボイス制度

✓登録の判断 ✓Q&A ✓チェックリスト

## 2. 電子帳簿保存法



知りたいあれこれ Q&A

No.46 固定資産税について

今月の助成金

No.8 両立支援等助成金 - 育児休業等支援コース - とは

10月から始まるインボイス制度

## 準備はお済みですか？

「どう判断したら良いの?」「何をしたらいいの?」など、

まだ悩まれている方も多いのではないのでしょうか。

事前準備や10月1日以降のやることをリスト化しました!

やることを知った上で、登録の判断が出来るようにわかりやすく解説致します。

最後にQ&amp;Aも用意しましたので、ぜひご参照ください。



インボイス制度が令和5年10月1日から始まります。

事前に準備しておくべきこと、インボイス制度が始まった際に必要なことをチェックリストにしました。

すでに準備を始められている方も、これから始める方も、参考にしていただければ幸いです。

Invoice

## チェックリスト①

事前準備編：9月30日までにやること

 (登録を決めている方) インボイスに登録する

インボイスに登録することを決めている方で、登録がまだの方はすぐに登録しましょう。

10月1日から登録を受けるためには、9月30日までに登録申請をする必要があります。

インボイス登録番号が発行されるまでには一定の時間がかかるため、早めに申請しましょう。

## ※免税事業者でインボイスに登録するか迷っている方

メリット・デメリットを考慮して登録するかどうかの判断をします。

P5の「インボイスに登録するかどうかの判断はどうしたら良いの?」を参考にしてください。

 インボイスに対応した請求書・領収書等(適格請求書)が発行できるよう準備しておく

10月1日より前に適格請求書を発行しても問題ありません。

→ 次頁のチェックリスト②制度開始編：10月1日からの記載例を参考に準備してください。

 取引先がインボイス登録事業者かどうか、確認しておく

※消費税の計算方法が「原則課税」の事業者が対象

(今後、原則課税になる可能性がある事業者も対象)

主要な取引先については事前にインボイスに登録する、または登録する予定があるか確認しておきましょう。確認が出来たら、取引先をリストにして管理することをおすすめします。

 会計ソフト・販売管理ソフト等を使っている場合は、インボイス制度対応のアップデートをしておく

使用中の会計ソフトがインボイス制度に対応しているか確認し、必要に応じてアップデートをします。

## チェックリスト②

制度開始編：10月1日からやること

### インボイスを発行する側(売り手側)

#### 適格請求書を発行する

インボイスの要件を満たした適格請求書を発行します。要件を満たしていない場合は販売先で仕入税額控除が出来ないため、確実に満たしておく必要があります。

以下の記載例を参考に発行できるようにしておきましょう。

**ポイント①** インボイス登録番号

**ポイント②** 税率ごとに区分した消費税額

**ポイント③** 税率ごとに区分した税抜または税込価格

**ポイント④** 消費税額の計算は合計額から算出

※freeeサイトより引用  
テンプレート無料ダウンロード

※不特定かつ多数の者と取引をする事業者(小売業・飲食業など)は適格簡易請求書の発行でも問題ありません。(Q&A参照)

#### 発行した適格請求書の写し(控え)を保存する

インボイス制度の開始後は発行者側にもインボイスの控えの保存が義務付けられます。保存の必要な期間は確定申告書の提出期限から7年間です。

### インボイスを受け取る側(仕入側)

#### 受け取った請求書等がインボイス登録事業者の発行か、確認する

受け取った請求書・領収書等に記載された登録番号を確認します。以下のような場合が考えられるため、国税庁のサイトで実際に登録されているか確認しておくとう安心です。

- インボイス登録事業者であるが登録番号の記載を忘れている場合
- 実際は登録事業者ではないのに虚偽の登録番号を記載している場合

国税庁 インボイス制度  
適格請求書発行事業者公表サイト

#### 受け取った請求書等が適格請求書の要件を満たしているかどうか、確認する

インボイス登録事業者であることが確認出来たら、次は受け取った請求書が適格請求書の要件を満たしているかどうかの確認が必要です。要件を満たしていない場合は、仕入税額控除が出来ません。

#### 確認した請求書等を元に、記帳する

適格事業者・非適格事業者の取引にそれぞれ分けて記帳・入力する必要があります。

マネーフォワードクラウド会計の例

#### 受け取った請求書等を保存する

保存の必要な期間は確定申告書の提出期限から7年間です。



全ての取引に対してインボイスを貰わないといけないのですか？

A1

基準期間の売上高が1億円以下又は特定期間の売上高が5千万円以下の事業者は、1回あたり1万円未満の取引であれば、帳簿のみの保存※で仕入税額控除が認められています。(令和11年9月まで)

- ① 相手方の氏名又は名称
- ② 資産又はサービス・商品の内容

※帳簿のみの保存とは→現金出納帳等の帳簿に、取引日付および金額に加えて以下の事項を記載して保存することです。

A2

例外的に、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められている取引があります。

- ① 3万円未満の公共交通機関の支払い
- ② 入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するものを除きます。)
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入(帳簿資産に該当するものに限ります。)
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの買物の取得(帳簿資産に該当するものに限ります。)
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入(帳簿資産に該当するものに限ります。)
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入(帳簿資産に該当するものに限ります。)
- ⑦ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

A3

口座振替や口座振込により家賃等を支払っている場合はインボイスが発行されないため、以下のような対応となります。

9月30日以前の既存契約

貸主に登録番号、消費税率、消費税額を記載した通知書を発行してもらい、契約書と一緒に保管します。

10月1日以降の新規契約

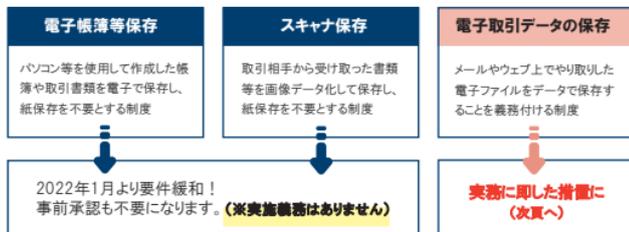
契約書に賃貸人の名称及び登録番号、賃借人の名称、取引の内容、税率ごとの対価の合計額及び適用税率、消費税額を明記します。

# 電子帳簿保存法 を正しく理解し、 対応準備を始めましょう！(2024年から)

## 電子帳簿保存法とは・・・

各税法において保存が義務付けられている帳簿保存について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすること、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

電帳法が理解しにくい原因として、電帳法の中に3つの異なるルールが併存していることがあげられます。下記の図のように、電帳法の中には、「電子帳簿等保存」・「スキャナ保存」・「電子取引データの保存」の3つのルールがあり、まず、1つ目の「電子帳簿等保存」は、自社がPC等で作成した帳簿(仕訳帳・売上帳など)、決算関係書類(損益計算書・貸借対照表)などを電子で保存するルール。また、2つ目の「スキャナ保存」は、取引先から受け取った書類(請求書・領収書など)、自社が作成して取引先に交付する書類の写しを電子で保存するルールとなります。この2つのルールについては、2022年1月より要件が緩和され、税務署への事前承認も不要になり、これから紙の証券を廃棄して完全ペーパーレス化を進めたい事業者様にとっては、朗報となるルール改訂でした。なお、この2つのルールを適用するかどうかは、任意であり、これまで通り紙保存を継続される場合は、対応の必要はありません。



## 電子取引データの保存（多くの中小企業が従前の保存方法のままでOK！）

2つのルールについては、要件緩和でしたが、残る「電子取引データの保存」については、保存要件に従った電子保存の義務がルール化される予定になっていました。

しかし、令和5年度税制改正により、中小企業の経理実務を考慮して、結果的に、要件が緩和されることになりました。

※下記図参照

まず、「電子取引データ」とは、電子データにより受領・送付した請求書や領収書などのことです。具体的には、電子メールの添付ファイルで受け取った請求書やECサイトからダウンロードした領収書のことです。

当初、こうした電子取引データについては、Ⅰ、改ざん防止措置や、Ⅱ、検索機能の確保といった保存要件に従って、電子での保存が義務化される方向でした。

しかし、この保存要件のうち、Ⅱ、検索機能の確保については、電子取引データを「日付・金額・取引先」で検索可能な状態にする必要があり、中小事業者にとっては、負担が大きき要件となっていました。このため、令和5年度税制改正により、以下の要件を満たしている場合は、Ⅱ、検索機能の確保の要件が不要となりました。

- ① 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- ② または、電子取引データをプリントアウトした書面を、  
日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出  
することができるようにしている
- ③ 税務職員から求められた際にデータで渡すことができる  
(データを消去しない)

### 令和5年度税制改正による要件緩和（一部抜粋）

対象	① 改ざん防止措置		② 検索機能の確保	その他の要件
	原則	必要	必要	
全ての事業者	原則	必要	必要	・出力書面を日付等ごとに整理し保存 (売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要) ・税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)
	例外	必要	不要	
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等	猶予措置	不要	不要	・出力書面の保存 ・税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)

このため、多くの事業者は、上記の要件を満たしたうえで、Ⅰ、改ざん防止措置を実施するだけで、「電子取引データの保存」ルールを満たす形になります。

なお、Ⅰ、改ざん防止措置については、事務処理規定を定めて守る必要があります。事務処理規定は、国税庁のHPにサンプルが公開されていますので、自社にあわせて変更したうえで、備え付けてください。

- 参考資料(各種規程等のサンプル) -

電子取引データ保存 事務処理規定 国税庁

こちらのQRコードからも  
ご確認いただけます



なお、相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者については、Ⅰ、改ざん防止措置の対応も不要となりますが、早めに事務処理規定を定めて対応しておいた方がよいでしょう。

ご相談は  
こちら

ペーパーレス化を実現されたい方、電帳法について不明な点は、アクシスまでお問い合わせください。

▼電話でのお問い合わせ  
088-631-8119

▼LINEでのお問い合わせ  
ID:@928wbhhi



axis  
アクシスグループ



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」  
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「固定資産税について」(多田 慎太郎)

# Q & A

No.46

## 固定資産税について

本日は身近な税金「固定資産税」についてお話をさせていただきます。

固定資産税は毎年1月1日時点の固定資産(土地・建物)の所有者がその固定資産が存在する市町村に対して支払う「地方税」の一つで、税収の約4割を占めていて市町村にとって非常に大きな財源となっています。

### Q. 固定資産税の金額はどのようにして決まるの？

A. 固定資産税は毎年1月1日時点の固定資産の所有者に対して、市町村が固定資産の評価を行い、その評価額-『固定資産税評価額』を基に税金を計算して納税者に納税通知書を送付します。これを「賦課課税方式」といいます。法人税や所得税などは納税者が自ら税金計算をして、税金を納める申告納税方式です。これに対し、賦課課税方式では自分で税額計算をせず、市町村が計算した額の税金を納めることになるため、課税の内容や仕組みが分かりにくいと言われています。

### Q. 『固定資産税評価額』はどのように算定されているの？

A. 固定資産税評価額の目安は、土地は市場価格の7割、建物は5~8割であると言われています。宅地については地価公示価格の7割を目処に評定するとされています。建物については、一般的に売買価格のおおむね5~6割になります。例えば、市街地にある宅地の場合、まず、区域ごとに標準的な宅地を選定し、その売買実例価額に基づいて「路線価」を決定します。この路線価は、「固定資産税路線価」と呼ばれ、市町村の窓口やインターネットで調べることができます。続いて、この路線価をもとに一筆の宅地に「評点数」をつけていきます。この評点数1点あたりに市町村が決定した価額を乗じて、土地の評価額が決まります。家屋の場合は、建築素材、構造、用途などを考慮した再建築費評点数を計算し、その点数に経過年数による減額補正率を乗じて評価額を計算します。評点数1点あたりの価額は、土地と同様に市町村が決定します。減額補正率とは、家屋の換分を考慮した補正のことです。家屋は、時間とともに徐々に劣化することから、土地と違って年数の経過によって減額されていきます。

したがって、古い家屋ほど評価額は低くなりますが、新築住宅は数年間の減税期間があることから、新築家屋の固定資産税については、減税期間終了とともに増税となることが一般的です。固定資産税には様々な軽減措置があり、例えば住宅用地については住宅用地軽減特例、耐震・省エネ改修工事については条件を満たせば軽減措置が適用されます。

### Q. 固定資産税の通知書の内容に疑問を感じた場合はどうするの？

A. 固定資産評価額の振りについては、納税者側が振りに入付くことは難しいかもしれませんが、土地の負担調整や特例措置の適用の修正、家屋の新築家屋の未反映であれば、計算方法を把握して課税明細書を見れば、気がつく可能性があります。固定資産税の通知書が届いたら、そのまましておくのではなく、去年届いた通知書と見比べながら土地・不動産の内容に振りがないか、申請している減免の特例がしっかりと反映されているかを一度確認していただければと思います。間違いに気づいたら、いつから間違っているかを証明する客観的な証拠をそろえ、市役所や区役所の固定資産税を管轄している部署へ申し出なければいけません。通知された固定資産税評価額について不服があるときは、納税通知書の交付を受けた日から原則3か月以内であれば、市町村の固定資産税評価審査委員会に審査を申し出ることができます。ご自身で申し出を行うことが不安であれば、税理士に課税明細書を持参して相談することも可能です。お気軽にご相談ください。

## 今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

### 両立支援等助成金

育児休業等支援コース

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

私が紹介しました！



渡邊 恵美

人事労務部 スタッフ

3歳で人事労務担当を経験後、昨年社会保険労務士法人アクリスへ入社。現在は給与計算、社会保険手続き、勤怠申請などを担当しています。皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

私が紹介しました！

多田 慎太郎

顧客サービス部 アソシエイト

2020年にアクリスに入社

法人顧問 20件・個人事業顧問 20件の担当を持ってお客様のご相談対応・月々の精算処理・決算申告書類の作成等を行っている。

お問合わせはこちらまで

アクリスグループ

088-631-8119

## 両立支援等助成金

### - 育児休業等支援コースについて -

働き続けながら子育て等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む中小企業事業主に対して支給される助成金です。

申請には、法令に則した育児・介護休業規程を作成していることと、一般事業主行動計画を作成・届出していることが必要です。

### 01 育児取得時・職場復帰時

「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた場合に支給されます。

#### ◇ 支給額

	支給額
A：休業取得時	30万円
B：職場復帰時	30万円

※職場復帰時は、育児取得時を受給していない場合申請不可。

※A・Bとも1事業主2人まで支給（無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人）

#### ◇ 主な要件

##### A：休業取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 労働者に直前した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で育児の状況や今後の働き方についての希望等を確認の上、プランを作成すること。
- プランに基づき、対象労働者の育児休業（産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業。）の開始日の前日までに、プランに基づいて業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に、連続3か月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含んで連続3か月以上）を取得させること。

##### B：職場復帰時

※「A：育児取得時」の助成金支給対象となった同一に対象労働者について、以下の全ての取り組みを行うことが必要です。

- 対象労働者の育児休業中にプランに基づく措置を実施し、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること。
- 育児取得時にかかる同一の対象労働者に対し、育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

### 02 業務代替支援

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に支給されます。

#### ◇ 支給額

	支給額
A：新規雇用	50万円
B：手当支給等	10万円
有期雇用労働者加算	10万円

※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算

#### ◇ 主な要件

※1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給（5年間）

- 育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。
- 対象労働者が3か月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む）を取得し、事業主が休業期間中の代替要員を新たに確保する（A）または代替要員を確保せずに業務を見直し、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーさせる（B）こと。
- 対象労働者を上記規定に基づき原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

### 03 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた場合に支給されます。

#### ◇ 支給額

	支給額
制度導入時	30万円
制度利用時	A：子の看護休暇制度 1,000円×時間 B：保育サービス費用補助制度 実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入いずれか1回のみ支給。制度導入のみの申請は不可。

※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。1事業主当たりの上限は、A：200時間、B：20万円まで。

#### ◇ 主な要件

- 育児・介護休業法を上回る「A：子の看護休暇制度（有給、時間単位）」または「B：保育サービス費用補助制度」を導入していること。
  - 対象労働者が1か月以上の育児休業（産後休業を含む）から復帰した後6か月以内において、導入した制度の一定の利用実績（A：子の看護休暇制度は10時間以上（有給）の取得またはB：保育サービス費用補助制度は3万円以上の補助）があること。
- <育児休業等に関する情報公表加算> ※①～③のいずれかに1回のみ加算。
- 自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額2万円が加算されます。

#### 【育児復帰支援プランについて】

厚生労働省ウェブサイト育児復帰支援プランについてをご覧ください。  
右のQRコードよりご覧いただけます。



#### 【両立支援等助成金について】

厚生労働省ウェブサイト両立支援等助成金についてをご覧ください。  
右のQRコードよりご覧いただけます。



お問い合わせはこちらまで

アクセスグループ  
088-631-8119